

選択肢2

購入 …ペットショップやブリーダーなどの業者から購入する

法律に基づき、都道府県等の自治体に登録されている販売業者から、適切に購入しましょう。

良い点

- ・成熟したときの大きさや、品種によって必要な世話や手入れ、なりやすい病気などについて、プロの立場から専門的なアドバイスが受けられます。
- ・保険やフード、ペット用品など、その動物に関わる様々な情報やサービスを同時に入手できます（ペットショップの場合）。
- ・親の体格や性格、その飼育環境などを見て、検討できる場合があります（ブリーダーの場合）。



注意点

- ・かわいい、目が合ったなどの理由で購入を衝動的に決めるのではなく、冷静に判断しましょう。
- ・購入後に病気が発見された場合など補償内容のトラブルが報告されています。書面を交わし、購入時には契約内容をしっかりと確認しておくことが大切です。
- ・無理な繁殖をしたり、病気の知識や衛生管理が不十分など、不適切な業者であることがあります。

販売業者に義務づけられていること

1 第一種動物取扱業者標識の掲示

都道府県等に登録し、お店の見やすいところに下記の内容を書いた標識を掲示すること。

- ・「販売業者の氏名又は名称」・「登録番号」
- ・「登録年月日及び有効期限の末日」
- ・「動物取扱責任者の氏名」など全8項目

2 販売する際の現物確認と対面説明

- ・購入希望者に、その動物を実際に見せて、現在の状態などを確認してもらうこと。
- ・購入希望者に、その動物に関する情報の説明を対面で行うこと。インターネットなどで画像や説明文を見せるだけの販売は認められていません。

★ 対面説明の内容

- ・販売業者が説明しなければならない事項は18項目。
- ・説明を受けた購入者の署名が必要。

主な説明事項

- ・品種、性別、生年月日
- ・性成熟時の標準体重、体高、平均寿命・餌や水の与え方
- ・その動物の病歴や予防歴、親兄弟等の遺伝性疾患の発生状況
- ・運動や休養の方法・繁殖制限の方法及び費用
- ・不妊又は去勢の措置の方法や実施状況 など

施設の臭い、清潔さ、販売している動物の数が多すぎないかなども確認してみましょう。不安や疑問に思ったことがあれば何でも質問し、信頼できるペットショップやブリーダーから購入しましょう。